

主任（監理）技術者、現場代理人及び営業所の専任技術者の兼務について

〔主任（監理）技術者及び現場代理人の兼務について〕

		非専任[請負金額 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）]		専任[請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）]		
		主任（監理）技術者	現場代理人	主任（監理）技術者	現場代理人	
同一工事	主任（監理）技術者	/	○	/	○	
	現場代理人		○		○	
別工事	非専任[請負金額 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）]	主任（監理）技術者	○	○	×	×
		現場代理人	○	○（注）	×	×
	専任[請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）]	主任（監理）技術者	×	×	×	×
		現場代理人	×	×	×	×

（注）本市発注工事に限り、監督員と常に連絡がとれることが可能で、工事現場に速やかに向かう等の対応がとれる場合、2件まで兼務可能です。

〔営業所の専任技術者の兼務について〕

	主任（監理）技術者		現場代理人
	非専任[請負金額 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）]	専任[請負金額 4,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）]	
営業所の専任技術者	○ ※	×	×

※**4,000**万円未満（建築一式工事は**8,000**万円未満）の1工事に限り兼務できるものとします。